

②納付するもの

金銭のみ（有価証券は不可）

(2)弁済業務保証金の供託

保証協会は、弁済業務保証金分担金の納付を受けたときは、その納付を受けた額に相当する額を、1週間以内に法務大臣および国土交通大臣の定める供託所（東京法務局）に供託しなければならない。

なお、この場合に供託すべきものは有価証券でもよい。

また、保証協会は、供託をしたときは、その旨を社員である宅建業者の免許権者に届け出なければならない。

2. 事務所を増設した場合

宅建業者が保証協会の社員になった後、新たに事務所を増設したときは（ex. 支店を1ヵ所増やす）、その日から2週間以内に、増設した事務所の分（ex.30万円）の弁済業務保証金分担金を保証協会に納付しなければならない（cf.営業保証金：第4章2）。

もし納付を怠った場合は、保証協会の社員たる地位を失う。

3. 社員たる地位を失った場合

保証協会の社員である宅建業者が社員の地位を失ったときは、その日から1週間以内に営業保証金を供託しなければならない。

*「1週間以内」は2つしかないことに注意！

3 弁済業務保証金の還付

1. 還付を受けることができる者

保証協会の社員と宅建業に関し取引をした者（ただし、宅建業者は除く）は、その取引によって生じた債権につき還付を受けることができる。これには、社員が社員となる前に取引をした者も含まれる。

2. 還付の限度額

その社員が、社員でないとした場合に供託すべき営業保証金の額に相当する額の範囲内となる。